

「富士山つつじまつり」  
無料バス・交通整理中止のお知らせ

例年実施している「富士山つつじまつり」について、今年は山頂までの無料送迎バスは運行しません。併せて、交通整理も実施しませんので、開花時期でも無料で駐車できます。

みなさんお誘い合わせのうえ、咲き誇る色とりどりのつつじをお楽しみください。

【つつじの見頃】

4月下旬～5月上旬  
※見頃については前後する場合があります。



【問い合わせ先】

大洲市観光協会 ☎24 2664

「大洲市立大洲学園」の指定管理者を募集

大洲市立大洲学園（第一種社会福祉事業）の管理などを行う指定管理者を募集します。対象となるのは、募集要件を満たす社会福祉法人です。応募に当たっては、申請書類などの提出が必要です。施設概要や募集要項、現地説明会などの詳細については、市公式ホームページまたは問い合わせ先までご確認ください。



【現地説明会】 5月14日(木)

【応募期間】 6月1日(月)～15日(月)

【施設の名称】 大洲市立大洲学園

【所在地】 大洲市市木10005番地1

【指定管理開始予定】

令和3年4月1日(木)

【問い合わせ先】

社会福祉課障がい福祉係 ☎24 1758

新たな事務所を設置し、肱川の復興を加速させます

肱川緊急治水対策河川事務所

国土交通省は、平成30年7月豪雨を受け「肱川緊急治水対策」を進めています。その中で、甚大な被害を受けた大洲市の肱川中下流部における築堤や暫定堤防の嵩上げなどの対策をさらに加速させるため、4月1日(水)に「肱川緊急治水対策河川事務所」が新たに設置されました。



【問い合わせ先】

肱川緊急治水対策河川事務所 ☎57-6441

肱川の安全・安心に向けて、復興を加速していきますので、引き続きご理解とご協力をよろしくお願い致します。

肱川ダム統合管理事務所

肱川本川上流部に位置する野村ダムと鹿野川ダムは、それぞれ別の事務所が管理していましたが、令和元年度に鹿野川ダムの改造事業が完了したことからさらなる効率的な管理を行うため、4月1日(水)に「肱川ダム統合管理事務所」が新たに設置されました。



【問い合わせ先】

肱川ダム統合管理事務所 ☎0894 (72) 1211

## 後期高齢者医療保険料が変わります

### 保険料率の見直し

後期高齢者医療制度では、医療給付費に見合う保険料収入を確保し、健全な運営を維持するため、2年に1度、保険料率を見直しています。

医療給付費は、被保険者が増えていることや医療の高度化などにより年々増加しています。愛媛県後期高齢者医療広域連合では、基金を最大限活用するなど、できる限り被保険者のみなさんへの影響が少なくなるよう、令和2・3年度の保険料率を改定しました。

### 【保険料の算出方法】

保険料（年額）	=	均等割額	+	所得割額
限度額64万円 (62万円)		47,720円 (46,374円)		$\left[ \begin{array}{l} \text{「総所得金額等」} \\ - \quad 33\text{万円} \\ \quad \text{〈基礎控除額〉} \end{array} \right] \times \begin{array}{l} \text{所得割率} \\ 9.02\% \\ (8.78\%) \end{array}$

※（ ）内は平成30年度・令和元年度の数値

### 保険料の軽減制度

これまで、本則7割軽減の対象の人は、さらに上乘せして軽減されてきました。保険料の軽減制度が段階的に見直され、今回、制度本来の仕組みである7割軽減に戻ります。

### 【軽減対象となる所得額と軽減割合】

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合			
	本則	令和元年度	令和2年度	令和3年度
33万円以下	7割	8.5割	7.75割 <sup>※1</sup>	7割
世帯の被保険者全員の各種所得なしの場合 (公的年金所得は控除額を80万円として計算)		8割	7割 <sup>※2</sup>	
33万円 + 28.5万円 × (世帯の被保険者数) 以下	5割	5割		
33万円 + 52万円 × (世帯の被保険者数) 以下	2割	2割		

※1 令和元年度に8.5割軽減であった人については、年金生活者支援給付金の支給の対象にならないことなどを踏まえ、激変緩和の観点から、令和2年度は7.75割軽減となります。

※2 令和元年度に8割軽減であった人については、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策の対象となります。(ただし、課税者が同居している場合は対象となりません。また、年金生活者支援給付金の支給額は年金保険料の納付実績などに応じて異なります)

### 年金収入ごとの保険料（単身世帯の場合）

年金収入	令和元年度				令和2年度			
	均等割額	+	所得割額	= 年間保険料	均等割額	+	所得割額	= 年間保険料
80万円	9,274円 8割軽減	+	0円	= 9,270円	14,316円 7割軽減	+	0円	= 14,310円
150万円	6,956円 8.5割軽減	+	0円	= 6,950円	10,737円 7.75割軽減	+	0円	= 10,730円
200万円	37,099円 2割軽減	+	41,266円	= 78,360円	38,176円 2割軽減	+	42,394円	= 80,570円

※年間保険料額は10円未満切り捨て

### 【社会全体で制度を支えています】

後期高齢者医療制度は、医療機関などでの自己負担分を除き、国・県・市町の負担金（約5割）、現役世代からの支援金（約4割）、被保険者のみなさんからの保険料（約1割）を財源としています。

### 【問い合わせ先】

愛媛県後期高齢者医療広域連合 ☎089 (911) 7734 保険年金課高齢者医療係 ☎24-1713

(一財) 自治総合センター 宝くじ助成事業  
地域づくり活動を支援します

地域活動を実践する団体が、令和元年度宝くじ助成により事業を行いました。

【宝くじ助成事業とは】

コミュニティ活動に必要な備品の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進および活力ある地域づくりなどに対して助成を行う事業です。地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与しています。

財源には、宝くじの普及広報事業費として受け入れる宝くじ受託事業収入が充てられています。

【かんなぎ広場遊具整備】

菅田自治会は、年間を通して、地域住民参加の地区行事(敬老会、盆踊り大会、グルメ祭りなど)や体育行事(レクバレー、運動会など)を行っています。

今回は、子どもや地域住民の憩いの場となっている「かんなぎ広場」に、滑り台やシーソーなどの遊具を設置しました。



【問い合わせ先】

復興支援課地域自治推進係

☎ 57 99989

令和2年度公益財団法人榊山教育振興会助成事業

公益財団法人榊山教育振興会は、故榊山健三<sup>けんぞう</sup>氏が、郷土大洲の発展に役立ちたいという思いから、私財を投じ、関係者のご協力により昭和56年に財団法人として設立されました。平成24年からは公益財団法人となり、今日に至っています。

【事業内容および助成先】

公益財団法人榊山教育振興会は、市内における教育・文化・スポーツなど、豊かな人間性を涵養<sup>かんよう</sup>することを目的とする事業に対する助成を行っています。令和2年度の助成事業内容が次のとおり決定しましたのでお知らせします。

- 1 大洲市内に所在する公立高等学校、中学校及び小学校に対する図書、備品、設備等の寄贈 (定款第4条第1号)
  - ▽図書・備品寄贈 (市内公立高等学校)
- 2 大洲市内に所在する公立の学校が主催又は参加する文化、体育行事の協賛及び後援 (定款第4条第2号)
  - ▽全国大会等出場補助 (市内公立高等学校)

- 3 この法人の設立主旨から適当、有益と判断される教育関係団体等に対する助成、寄附、寄贈等 (定款第4条第3号)

- ▽青少年海外派遣事業助成
- ▽大洲市立図書館図書寄贈
- ▽科学体験フェスティバル助成
- ▽親と子のコンサート開催助成
- ▽大洲自然科学教室助成
- ▽大洲歴史文化教室助成
- ▽県指定無形文化財振興事業助成
- ▽大洲市スポーツ少年団助成
- ▽大洲少年少女合唱団助成
- ▽大洲高校120周年記念事業期成会助成



## 住まいの安全に関する補助について

### 住まいの耐震化 補助金

地震が発生した場合、古い木造住宅は非常に危険です。市では、木造住宅の耐震診断・改修にかかる費用の一部を補助しています。

**耐震診断**

**【対象となる住宅】**

昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅で、2階建て以下、延べ床面積が500㎡以下のもの ※構造が一定の要件を満たす工法

**【補助金額】** 次のうちどちらか

▽補助制度

耐震診断にかかる費用の3分の2以内で最大4万円まで補助

▽派遣制度

評価手数料(3,000～9,000円程度)のみ個人負担

**耐震改修**

**【対象となる住宅】**

上記の耐震診断を受け、耐震改修工事が必要と判断されて、地震に対して安全な構造となるように工事を行う住宅

**【補助金額】**

▽耐震改修設計にかかる費用の3分の2以内で最大20万円まで補助

▽耐震改修工事にかかる費用以内で最大120万円まで補助

▽工事監理にかかる費用の3分の2以内で最大4万円まで補助

※耐震改修工事に直接関係しないリフォームなどは対象外

**【受付期間】** 4月1日(水)～令和3年1月29日(金)

### ブロックなどの安全対策 補助金

地震によるブロック塀などの倒壊から人命を守り、安全な避難路を確保するため、危険なブロック塀などの除去または建て替えにかかる費用の一部を補助しています。

**【対象となるブロック塀】**

安全対策が必要と判定され、避難路沿道などに面するブロック塀など<sup>注1</sup>

(注1) 補強コンクリートブロック造、組積造(れんが造、石造、コンクリートブロック造)

※申請には施工業者の点検結果(点検表)が必要

**【補助金額】**

▽除去または建て替え工事に係る費用(1m当たり8万円を限度)の3分の2以内で、最大30万円まで補助

**【受付期間】** 4月1日(水)～令和3年1月29日(金)

### 建築物アスベスト含有調査 補助金

**【対象となる調査】**

吹付けアスベストなどが施工されている恐れのある建築物で、アスベスト含有調査を行うもの

**【補助金額】**

▽調査にかかる費用以内で、1棟につき最大25万円まで補助

**【受付期間】** 4月1日(水)～令和3年1月29日(金)

### がけ地近接等危険住宅移転事業 補助金

土砂災害のおそれのある区域に建っている住宅(危険住宅)の移転にかかる費用の一部を補助しています。

**【対象となる住宅】**

市内の対象区域にあり、区域に指定される前から建てられている危険住宅

**【対象区域】**

▽急傾斜地法で指定された急傾斜地崩壊危険区域

▽がけ条例で指定された建築に制限を受ける区域

▽土砂災害防止法で指定された土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

※区域について、詳しくはお問い合わせください。

**【補助金額】**

▽危険住宅の除去などに要する費用以内で、1戸当たり最大95万7千円まで補助

▽危険住宅に代わる住宅の建設または購入などのための借入金利子(年利率8.5%を限度)に相当する額で、1戸当たり最大722万7千円(建物:457万円、土地:206万円、敷地造成59万7千円)まで補助

**【審査期間】** 4月1日(水)～9月30日(水)

※今年度は相談および補助対象の審査のみ

**【注意事項】**

▽各補助金は予算が無くなり次第終了します。

▽申請を希望する人は、事前にご相談ください。

▽各補助事業に先立って、市への補助金申請が必要となりますので、ご注意ください。

**【問い合わせ先】**

都市整備課建築係 ☎24-1719

## 大洲での暮らしを応援します

移住・定住の促進や空き家の活用などを支援する「大洲市移住・定住促進補助金」が、令和2年度から新しくなりました。補助金の交付を受けるためには事前に認定申請などの手続きが必要となり、すでに着手している工事などは対象となりませんので、ご注意ください。

また、補助金には詳細な要件などもありますので、あらかじめ「大洲市移住・定住支援センター」までご相談ください。なお、令和2年3月31日までに旧補助制度で認定を受けている人は、その内容に応じて補助金の交付手続きを行うことができます。

### 大洲市移住・定住促進補助金（令和2年度～）

#### 空き家（移住者・市内対象世帯）

##### 取得費補助 <最大100万円・補助率1/10>

空き家バンク登録物件（住宅）の購入費の一部を補助します。

##### 改修費補助

##### <最大400万円・補助率1/2または2/3>

空き家バンク登録物件（住宅）の改修費の一部を補助します。

##### 家財道具等処分費用補助

##### <最大20万円・補助率1/2または2/3>

空き家バンク登録物件の家財道具処分費の一部を補助します。

##### 媒介手数料補助

##### <最大10万円・補助率1/2または10/10>

空き家バンクの登録物件の契約成立後、媒介業者に支払う手数料の一部を補助します。

#### 新築（移住者）

##### 住宅取得費補助 <最大100万円・補助率1/10>

新築・建売住宅の工事費・購入費の一部を補助します。

#### 対象世帯の解説

##### ▽移住者

…市外から大洲市に転入する60歳未満の人（就学・転勤・結婚などによるものを除く）

##### ▽市内対象世帯

…「中学生以下の子どもを養育する保護者」または「結婚5年以内の夫婦」のいずれかが40歳未満の世帯

#### 新規就業（移住者・大学新卒者など）

##### 家賃補助 <最大月2万円・最長36月>

市内での新規就業に伴う賃貸住宅家賃の一部を補助します。

#### 新規就業・創業（東京圏からの移住者）

##### 移住支援金 <60万円または100万円（一律）>

マッチングサイト「あのこの愛媛」を利用した新規就業、または県起業支援金の交付決定を受けて新規創業する人に支援金を支給します。

#### 定住（仮住まいする平成30年7月豪雨の被災者）

##### 定住支援補助 <10万円または15万円（一律）>

被災者生活再建支援制度・加算支援金の対象とならない人が、令和2年4月1日以降に災害公営住宅または市内住宅に入居・定住する場合に支援します。

#### 結婚（夫婦ともに35歳未満の新婚世帯）

##### 新生活支援 <最大30万円>

結婚後の市内賃貸住宅に係る入居費・家賃の一部を補助します。

#### 移住希望（移住を検討している県外居住者）

##### 滞在費等補助 <最大1泊3,000円・補助率1/2>

移住の相談、準備などのために必要な市内宿泊施設の宿泊費の一部を補助します。

### 関連する就業支援制度

#### 農林水産業新規参入（64歳までの移住者・市民）

##### 支援給付金 <最大120万円・最長5年間>

要件に該当する新規参入者に給付します。

##### 育成支援 <最大160万円・補助率1/3>

機械・施設などの導入費の一部を補助します。

【問い合わせ先】 農林水産課 ☎24-1727

#### 創業（市内で店舗・事業所を開設する事業主）

##### 創業支援 <最大50万円・補助率1/2>

店舗などの借り入れ・工事費、備品費、広報費などの一部を補助します。

【問い合わせ先】 商工産業課 ☎24-1722

## 大洲市空き家バンク制度

「空き家バンク」とは、空き家を売りたい人、貸したい人に空き家物件を登録していただき、その情報を市のホームページなどで公開することで、利用を希望する人を広く募る制度です。

**物件成約率：58%(53件)**

(令和2年3月末現在、事業者が購入した取引などを含む)

### 【登録物件募集中】

市内に空き家や宅地（建物解体を前提としたものを含む）を持っていて、売却や賃貸が可能な人からの情報をお待ちしています。



大洲市移住・定住支援サイトにて登録された物件を公開しています。

### 【空き家改修事例】

空き家バンク登録物件を購入し、空き家改修費補助金を利用したリフォームを行いました。



### 利用者の声

東京都から移住した  
お子さん3人の5人家族

大洲市の自然豊かな風土に魅了され、移住してきました。改修費用は高額でしたが、この事業のお陰で、自己負担が減り、3人の子どもたちが伸び伸び過ごせる家へと改修することができ、今後のライフプランも明るく立てることができました。

## 大洲市移住・定住支援サイト

市公式ホームページ内にて「大洲市移住・定住支援サイト」を公開しています。空き家物件や、移住・定住に関する情報を掲載しています。「大洲市移住・定住促進補助金」の情報についても掲載していますのでご覧ください。



<http://www.city.ozu.ehime.jp/site/iju-teiju/>



【問い合わせ先】 大洲市移住・定住支援センター ☎57-9989 E-Mail: [iju-teiju@city.ozu.ehime.jp](mailto:iju-teiju@city.ozu.ehime.jp)

## 国民健康保険の届け出について

### 【届け出はお済みですか】

国民健康保険の変更届は、変更があった日から14日以内に世帯主が届け出ることになっています。自動的に変更されることはありませんので、市役所または支所の窓口で必ず手続きをしてください。

加入の届け出が遅れると、国民健康保険の加入資格を得た日までさかのぼって保険税を納めなければなりません。脱退する届け出が遅れると、保険税（料）が二重に発生する場合がありますので、十分にご注意ください。

### こんな時は、必ず14日以内に届け出を

こんな時		届け出に必要なもの
国保に加入する時	ほかの市区町村から転入してきた時	転出証明書、印鑑（認め印）
	国民健康保険以外の健康保険などを脱退した時	健康保険などの資格喪失証明書、印鑑（認め印）
	国民健康保険以外の健康保険などの被扶養者から外れた時	被扶養者でなくなった証明書、印鑑（認め印）
	子どもが生まれた時	母子健康手帳、印鑑（認め印）
	生活保護を受けなくなった時	保護廃止決定通知書、印鑑（認め印）
	外国籍の人が加入する時	在留カードなど
国保を脱退する時	ほかの市区町村に転出する時	保険証、印鑑（認め印）
	国民健康保険以外の健康保険などに入った時	国民健康保険と新しく加入した健康保険の両方の保険証（後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの）、印鑑（認め印）
	国民健康保険以外の健康保険などの被扶養者になった時	
	国民健康保険の被保険者が死亡した時	保険証、印鑑（認め印）
	生活保護を受けるようになった時	保険証、保護開始決定通知書、印鑑（認め印）
	外国籍の人の出国（転出）時	保険証、在留カードなど
その他	市内で住所が変わった時	保険証、印鑑（認め印）
	世帯主や氏名が変わった時	
	世帯を分けた時、一緒になった時	保険証、在学証明書、印鑑（認め印）
	修学のため、別に住所を定める時	
	保険証をなくした時 （あるいは汚れて使えなくなった時）	

※国民健康保険の加入の届け出を別世帯の人がする場合には、委任状が必要です。

※すでに国民健康保険の保険証が交付されている場合は、必ず持参してください。

※届け出には、運転免許証・パスポートなど顔写真付きの公的証明書およびマイナンバー通知カードなどが必要です。

【問い合わせ先】 保険年金課 国保係 ☎24-1713 長浜支所地域振興課 ☎52-1113  
 脇川支所地域振興課 ☎34-2311 河辺支所地域振興課 ☎39-2111

## 戦没者などのご遺族のみなさんへ 第11回特別弔慰金が支給されます

国では戦後75年にあたり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思いを致し、国として改めて弔意をあらわすため、戦没者などのご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給します。

第11回特別弔慰金は、令和3年から毎年1回、償還日（4月15日）以降に、年5万円ずつ支払いを受けることができます。

### 【支給条件】

戦没者など死亡当時のご遺族であり、令和2年4月1日（基準日）において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受けない人（戦没者などの妻や父母）がない場合に限られます。

### 【支給対象者】

特別弔慰金は、次の順番により、最も順位が先のご遺族一人に支給されます。

- 1 基準日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

2 戦没者などの子

3 戦没者などの(1)父母、(2)孫、(3)祖父母、(4)兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時、生計関係を有しているなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4 前記以外の戦没者などの3親等内の親族（おい、めいなど）

※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

### 【請求期間】

令和5年3月31日まで  
※請求期間を過ぎた場合、受給ができなくなります。

### 【地区別相談の実施について】

各地区での相談の実施日については、回覧文書でお知らせします。

### 【請求・問い合わせ先】

高齢福祉課地域支援係

☎24-1714

長浜支所

☎52-1114

肱川支所

☎34-2311

河辺支所

☎39-2111

## 市民サービスセンターの臨時休業について

大洲市市民サービスセンターでは、システムの更新と機器の入れ替え作業を行うため、5月2日(土)と3日(日)を臨時休業します。5月4日(月)からは通常通り営業します。

ご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

【場 所】 たいき産直市「愛たい菜」施設内

【営業時間】 午前9時45分～午後6時30分

(毎週木曜日と年末年始を除く)



### 【問い合わせ先】

市民サービスセンター ☎25-7001

市民生活課 ☎24-1710

## 5月は赤十字運動月間です ～赤十字社活動資金にご協力ください～

日本赤十字社では、国内外で災害や大事故などが発生した場合、直ちに医療救護班を派遣し、災害救護活動や国際救護活動、国内外の医療・福祉活動などを行っています。

このような活動が行えるのは、日頃から資金協力をしてくださるみなさんに支えられているからです。ご支援、ご協力いただいたみなさんに、心より厚くお礼申し上げます。

今年も5月に、区長各位などを通して活動資金の募集を行いますので、ご支援、ご協力をお願いします。区に未加入の人や法人、職域などについては、社会福祉課、または長浜・肱川・河辺の各支所で受け付けますので、よろしくお願い申し上げます。

令和元年度の「活動資金」

567万5,025円

ご協力ありがとうございました。

【問い合わせ先】 社会福祉課 ☎24-1715



## 令和2年度の予算規模

会計名		当初予算	対前年度比(%)	
一般会計		302億7,000万円	5.8	
特別会計	国民健康保険	55億963万円	2.1	
	国民健康保険診療所	1億804万円	△3.4	
	後期高齢者医療	6億6,503万円	6.0	
	介護保険	介護保険勘定	53億1,857万円	0.7
		介護サービス勘定	4,163万円	△10.0
	飲料水供給事業	4,523万円	皆増	
	港湾施設事業	762万円	7.1	
	土地取得造成	20万円	△99.7	
	住宅新築資金等貸付事業	190万円	△15.6	
	農業集落排水事業	1,827万円	△5.0	
	温泉事業	870万円	△3.6	
	商業集積施設管理	316万円	0.0	
	工業用地造成事業	3億8,759万円	89.4	
特別会計計	121億1,557万円	△7.2		
企業会計	水道	25億2,935万円	22.1	
	工業用水道	2,727万円	7.6	
	下水道	15億5,258万円	皆増	
	病院	39億2,590万円	△9.1	
	企業会計計	80億3,510万円	25.2	
合計	504億2,067万円	4.9		

### 消防費



- ▽消防詰所の改築を行います。(4,900万円)
- ▽小型動力ポンプ積載車などを更新します。(2,051万円)
- ▽肱川・河辺地域の防災行政無線デジタル化工事を行います。(3億4,902万円)

### 教育費



- ▽市内の中学生を対象に「こども議会」を開催します。(25万円)
- ▽学校施設の改築・耐震化を行います。(8億9,100万円)
- ▽大和公民館および大和ふれあい広場を整備します。(3億5,573万円)

### 土木費



- ▽「新畑の前橋」と「白滝大橋」の大規模修繕を行います。(5億6,600万円)
- ▽肱川減災対策計画の見直しを行います。(2,699万円)
- ▽災害公営住宅を整備します。(10億788万円)

### 商工費



- ▽中小企業・小規模事業者の創業や事業承継を支援します。(1,000万円)
- ▽町屋・古民家を活用するため、改修する費用の一部を助成します。(9,280万円)

### 衛生費

- ▽家庭用燃料電池システム、家庭用蓄電池の設置費用の一部を助成します。(400万円)

# 令和2年度 一般会計当初予算・主要施策

「人・自然・文化がきらめくまちづくり」の実現に向けて、平成30年7月豪雨災害からの復興と、地域の活性化につながる施策に取り組みます。

## 総務費



- ▽国勢調査を実施します。 (2,167万円)
- ▽移住・定住支援のため、空き家の改修や住宅取得などの経費の一部を助成します。 (2,504万円)
- ▽市内循環バスやデマンドタクシーの運行に対して補助を行います。 (1,524万円)

## 民生費

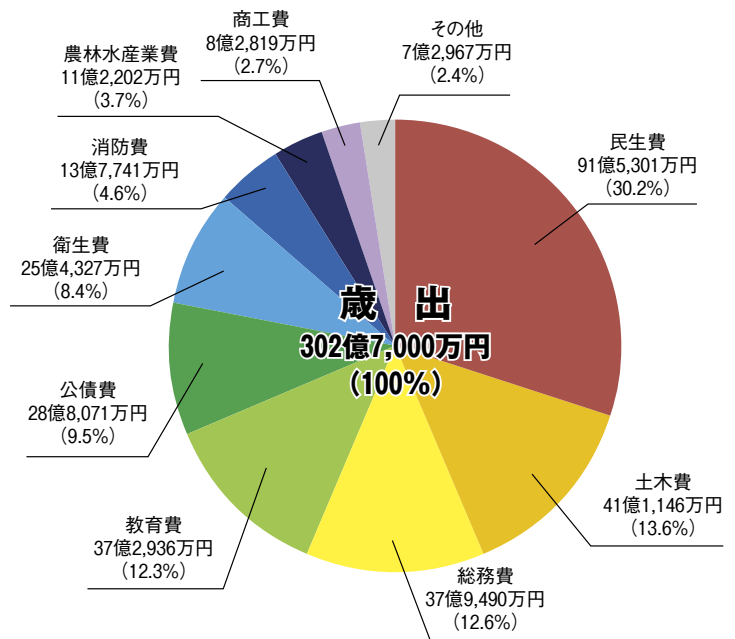
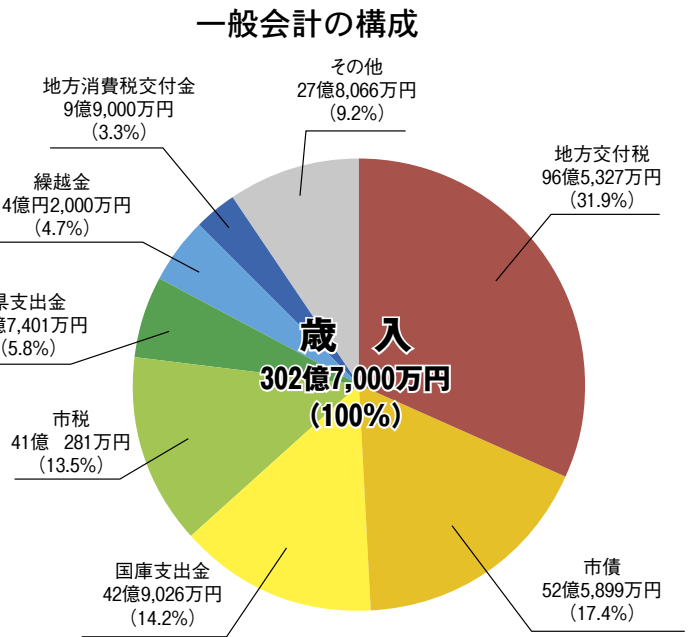


- ▽脇南保育所と大洲保育所、大洲幼稚園を統合し認定こども園を整備します。 (2億6,302万円)
- ▽仮設住宅などへの巡回訪問などによる相談支援を行い、平成30年7月豪雨災害被災者の生活再建を支援します。 (3,926万円)

## 農林水産業費



- ▽「森林環境譲与税」を活用し、森林整備や林業振興事業を行います。 (6,547万円)
- ▽有害鳥獣の被害防止対策を実施します。 (7,376万円)
- ▽長浜港小型船だまりに漁港関連施設を整備します。 (1億4,408万円)



## 災害復旧費



- ▽平成30年7月豪雨災害で被災した施設などを復旧します。 (4億1,402万円)